

在宅ワークを希望する消費者にホームページ作成料等の名目で多額の金銭を支払わせる 在宅ワーク事業者2社に関する注意喚起－概要－

2社の概要(本文1. 参照)

現商号 (旧商号)	所在地	代表者
株式会社システムネット	東京都中央区 日本橋兜町17-1-7F	尾田 寛
株式会社ビジネスシステム (株式会社ビジネスネット)	東京都港区 虎ノ門2-7-10-2F	伊藤 明

(注)上記はウェブサイトや売買契約書等に記載されているものです。

勧誘の手口の概要(本文2. 参照)

①ウェブサイトでの勧誘

②研修を通じて、消費者を稼げる気にさせます

③契約時になって突然、高額な初期費用を請求します

④バージョンアップの名目で、高額な追加費用を請求します

確認した事実の概要(本文3. 参照)

- 2社は左記各所在地に存在せず、法人登記もありません。
- 2社の作成したホームページは、2社の説明する機能はなく収益を上げることはできません。
- 2社の使用した売買契約書等や作成したホームページはほぼ同一であり、同一の者が関与している可能性があります。

消費者へのアドバイス(本文4. 参照)

- 契約時や契約後に突然、多額のお金の支払を求める事業者には注意しましょう！
- 将来の利益を保証したり、返金保証をうたったりして、それを前提に多額のお金を支払わせようとする、また、お金を借りさせてその支払いをさせようとする事業者には十分注意しましょう！
- 職業、年収、利用目的等を偽って金融機関からお金を借りることは違法です！

少しでも「おかしいな」と思ったら、消費者ホットライン(188)や警察(#9110)に御電話を！

平成 28 年 11 月 18 日

**在宅ワークを希望する消費者にホームページ作成料等の名目で
多額の金銭を支払わせる在宅ワーク事業者 2 社に関する注意喚起**

平成 27 年 12 月以降、在宅ワークの提供をうたう事業者に係る相談が、各地の消費生活センター等に寄せられています。

消費者庁が調査したところ、「株式会社システムネット」（以下「システムネット」といいます。）又は「株式会社ビジネスシステム」（以下「ビジネスシステム」といいます。）との取引において消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実のことを告げること）を確認したため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第 1 項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

1. 2 社の概要

現商号※2 (旧商号)	株式会社システムネット	株式会社ビジネスシステム (株式会社ビジネスネット)
所在地	東京都中央区日本橋兜町 17-1-7F	東京都港区虎ノ門 2-7-10-2F
代表者	尾田 寛	伊藤 明
URL	http://sys-tem-net.com	http://biz-n.com

この公表文では、システムネットとビジネスシステムを併せて「2社」といいます。

※1 前記 2 社の概要は、前記各ウェブサイト及び契約書等に記載されている内容です。

※2 2 社の前記各ウェブサイトには社名がアルファベット表記されている箇所もありません。

※3 2 社は、いずれも前記各所在地に存在せず、前記各所在地に係る商業登記も存在しません。

※4 同名又は類似名の事業者と間違えないよう御注意ください。

2. 当庁の確認した勧誘の手口に関する事実

(1) ウェブサイトで勧誘します

2 社はそれぞれ、インターネット上に開設したウェブサイトにおいて、

「WEBサイトのキャッチフレーズや文章の作成が主で、テキストをスマートフォンやPCで納品するだけ！」

「場所を選ばずにできるので、家でも外出中でも、お仕事ができます！」

「日払い可能！ 報酬が日払い可能となるため、働いたその日から入金されます。」

「経験・年齢・性別不問！ 専属のオペレーターがサポートします。文章などの専門スキルや、年齢性別関係なくお仕事して頂けます。」

などと記載し、好条件で在宅ワークをあっせんできるとうたい、消費者を勧誘しています。

(2) 研修を通じて、消費者を稼げる気にさせます

2社の担当者は、前記1の各ウェブサイトから在宅ワークを希望してきた消費者に連絡し、最初に研修を行って在宅ワークに対する適性を判断するとして、消費者にメルマガのキャッチフレーズ等の文章を作成させ、担当者宛てにメールで送信させます。そして、

「こんなに反響があるなんてすごい。」

「とても上手な文章ですね。人を引きつけるので、アクセス数がハンパないですよ。」などと言って消費者の作成した文章の出来栄や集客力を褒め上げます。また、消費者に対し、メルマガの閲覧者数や登録者数とされる数値などが表示されるウェブページにアクセスさせ、あたかも反響があるかのように見せかけることを数回行うことにより、在宅ワークで稼げる気にさせます。

(3) 契約時になって突然、高額な初期費用を請求します

ア 〇〇万円は確実に稼げる、返金保証もあるなどとして、初期費用を支払うよう消費者を説き伏せます

2社は、数回の研修の後、消費者に対し、本採用になったと告げるとともに、このときに初めて、在宅ワークを始めるためには2社の作成する消費者のホームページ(以下「ホームページ」といいます。)の作成などのための初期費用として約50万円を支払う必要があると告げます。

消費者が支払をちゅうちょしたり拒んだりすると、担当者は、

「●●さんなら月に100万円くらいは稼げますよ。50万円なら確実です。」

「50万円支払っても、仕事を始めればすぐに回収できるし、もし、1か月の売上で足りないときは会社で全額を返金保証しているので安心してください。」

「本登録をしなければ、研修中の報酬も支払われませんよ。」

などと言い、消費者によってはコンビニ等のFAXにより在宅ワークの登録申請書(注1)や返金保証をうたった確約書(注2)を送付するなどして、在宅ワークの登録を迫り初期費用を支払うよう消費者を説き伏せます。このほか、

「やるって言ったんだから、約束は守ってもらいます。」

「会社に連絡するからな。」

などと言って消費者に支払を迫る場合もあります。

(注1) 消費者が報酬の振込口座や2社が作成するホームページの名称、IDなどを記載して2社に提出する書面です。

(注2) ホームページの作成料の返金保証について記載されている書面ですが、作成料の額や内訳は記載されていません。

イ 初期費用の入金を確認した後、売買契約書等の取り交わしを行います

2社は、消費者に初期費用の振込明細書の写しをメール送信させてその支払を確認した後、日を経ずして、消費者に対しコンビニ等のFAXにより在宅ワークの契約書となる売買契約書(注3)を送付(登録申請書や確約書が未送付の消費者にはこれらも送付)します。消費者はその場で、登録申請書に必要事項を記入し、売買契約書に署名押印して、これらをFAXで2社に送付することにより契約を取り交わします。

(注3) 初期費用 50 万円の内訳が記載されていますが、50 万円のうちホームページの作成料は半分以下の 23 万円に過ぎません。

ウ 前記イの後、消費者に報酬を支払って消費者を信用させます

2社は、前記イの後、消費者に研修の報酬として数千円を支払います。また、数日間にわたり、在宅ワークの報酬として1日当たり数千円を支払って、消費者を安心させます。

エ ホームページの閲覧を禁止します

2社は、ホームページを実際に作成していますが、消費者に対し、ホームページへの正確なアクセス数が分からなくなるなどとして、ホームページへアクセスすることを禁止します。

オ 在宅ワークの報酬について次の説明をしています

2社は、在宅ワークの報酬について、ホームページを通じたメルマガ登録者数に対する対価及びそのホームページで販売する商材の売上げに対する対価が消費者の報酬になる旨説明しています。

(4) バージョンアップの名目で、高額な追加費用を請求します

2社は、前記(3)の初期費用を支払って在宅ワークの契約をした消費者に対し、その数日後、

「サイトにアクセスが集中しているが、サーバーの処理能力が十分でないため対応できていない。多くの顧客を取りこぼしているので売上が伸びていませんよ。」

「ホームページにクレジット決済の機能が付いていないので、せっかくの顧客を逃していますよ。」

「サーバーの処理能力アップとクレジット決済の機能追加は、通常オプション契約で400万円位掛かりますが、貴方のホームページはアクセス数が確保されているので100万円だけ出してもらえればあとは当社が負担しますよ。」

「●●さんなら、この調子だと2か月もあれば200万円の収益になります。大丈夫です。安心してください。」

などと言い、サーバー増設やクレジット決済機能追加等のバージョンアップの名目で追加費用を支払うよう説き伏せます。

追加費用の支払をちゅうちょしたり拒んだりする消費者に対し、

「やめることは構いませんが、このままでは50万円を捨てることになりますよ。」

「アクセス数があるので本来は売上げが確保できる状態なのに、サーバーの処理能力が不十分なために売上げに結び付かないだけです。それはオーナーさんの責任になるので、返金保証の対象にはなりません。」

「バージョンアップに650万円掛かっているから、やめるなら全額払ってもらうからな。払えないなら裁判起こすことになるけどいいよね。」

「ぐずぐずしないで支払えば良いんだよ。支払わないなら会社に600万円請求するぞ。」

「このまま何もしないなら、勝手にしな。ただ、個人情報にはネットに流すことになるので覚悟しろな。」

などと言い、追加費用の支払を迫ります。

また、消費者から送信された初期費用等の振込明細書により消費者の預金残高を把握し（自分（消費者のこと。以下同じ。）の預金口座から振込をした場合、振込明細書に振込後の預金残高が表示されることがあります。）、その預金残高相当金を追加費用として振り込むよう無理強いする場合があります。

(5) お金がないという消費者には、金融機関などで借金して支払うよう求めてきます

2社は、初期費用やバージョンアップ費用を支払うお金がないという消費者に対しては、金融機関などで借金してお金を支払うよう説き伏せてきます。消費者が融資を受けるときに金融機関から聞かれる使用目的や職業、収入などの内容を具体的に指示し、消費者に虚偽の説明をさせて金融機関から融資を受けさせてお金を支払わせようとします。

3. 当庁が確認した2社に関する事実

- (1) 2社は、ウェブサイトや売買契約書等に、それぞれ前記1の所在地を記載していますが、当該各所在地に2社の事務所はいずれも存在しておらず、商業登記簿への登記もありませんでした。
- (2) 2社がウェブサイトや売買契約書等に記載していた電話番号の使用契約者は、いずれも2社と類似した名称の別の事業者（以下「類似2社」といいます。）でしたが、その経緯は現在判然としていません。
- (3) 当庁が捕捉した2社の入金口座（システムネットは3件、ビジネスシステムは4件）の名義人も、前記(2)電話番号の使用契約者と同じ類似2社でしたが、その経緯は現在判然としていません。また、
 - ① 各口座は、いずれも消費者からの入金とは原則同日中（遅くとも翌営業日）までには他口座に振り込まれるか現金が引き出され、毎日の繰越金額はほとんど1,000円前後である
 - ② 使用する口座を短期間に次々と切り替えている
 - ③ 消費者への報酬の支払には使用されていないなど、事業用口座としては極めて不自然でした。

なお、システムネットの入金口座は3件すべてが、ビジネスシステムの入金口座4件のうち3件は、既に凍結などの措置が採られています。
- (4) 2社がウェブサイトや売買契約書等に記載していた前記1の各所在地はバーチャルオフィス（貸し住所）ですが、当該各バーチャルオフィスの利用契約者は類似2社であり、類似2社は当該各バーチャルオフィスに届いた郵便物の転送先として別のバーチャルオフィスとも契約を締結していますが、それらの経緯は現在判然としていません。
- (5) 2社が作成しているホームページは、いずれもメルマガの登録受付や商材の販売を行っているようにみえますが、メルマガの内容や配信頻度、購読料に関する記載はなく、商材の内容についての記載もない上、ホームページを閲覧した者が実際にメルマ

ガの登録や商材の購入を行うことができるか判然としません。また、バージョンアップの追加費用を支払った消費者のホームページは、いずれもクレジット決済する仕組みは構築されていません。2社は、これらの事実を消費者に知られないようにホームページにアクセスすることを禁止しているものと考えられます。

- (6) 2社は、いずれもウェブサイトに記載の電話番号において電話は通じるものの、その電話に回答する2社の担当者を名をのる者は当庁職員に居所を一切明かさず、各所在地のバーチャルオフィス宛ての郵便物は返戻され、前記(4)に記載の郵便物の転送先宛ての郵便物は配達されるものの返答が全くないことから、事業の実体はないものと考えられます。
- (7) 類似2社は、いずれも法人登記された会社であるものの、その各本店所在地で事業を行っている形跡がなく、電話も通じず、郵便物も返戻されるため、その事業実態や2社との関係は不明です。
- (8) 前記のとおり2社の手口は酷似していることに加え、2社が消費者と取り交わしている売買契約書等は、2社の商号、住所及び代表者名の記載が異なるほかは各書類の題名、体裁、条項の数・順序及び具体的な文言に至るまで一致しています。2社の作成しているホームページも、その名称（各消費者が契約時に設定し登録申請書に記載する名称）及び一部の画像を除き、ホームページ全体の構成、ページ数、各ページに記載されている文言に至るまで一致しています。

また、当庁が本年4月22日に行った在宅ワーク事業者2社に関する注意喚起とも手口が共通しているほか、当該2社のうち株式会社クラウドシステムの使用していた売買契約書やホームページも2社のものと一致しています。

このため、2社の行為には同一の者が関与しており、今後事業者の名称を変えて同様の手口で消費者被害を引き起こす蓋然性が高いと考えられます。

(参考) 前回注意喚起の URL (PDF ファイル)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/pdf/160422adjustments_1.pdf

4. 消費者の皆様へのアドバイス

(1) 前回の注意喚起の際のアドバイス

前回の注意喚起の際、消費者の皆様には以下のとおりアドバイスしています。

- 在宅ワークに関し多額のお金が必要となることをあらかじめ明示せず、契約時や契約後に突然、多額のお金の支払を求める事業者には十分注意し、お金を支払う前に、費用の内訳やその適否を書面でしっかり確認しましょう。
- 将来の利益を保証したり、返金保証をうたったりして、それを前提に多額のお金を支払わせようとする、また、お金を借りさせてその支払をさせようとする事業者には十分注意し、お金を支払う前に、報酬規定や保証の前提条件、例外規定などを書面でしっかり確認しましょう。
- 職業、年収、利用目的等を偽って金融機関からお金を借りることは違法です。このようなことを唆す事業者とは絶対取引しないでください。
- このような取引は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第51条

第1項に規定する業務提供誘引販売業に該当する可能性があります。業務提供誘引販売業に該当する場合、同法第58条及び第58条の2の規定により、契約内容を明らかにした書面を受領した日から20日以内のクーリング・オフ（契約の解除）や、勧誘の際に不実を告げられ誤認して行った契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しが可能となります。

○ このような取引に関して不審な点があった場合は、お金を借りる前や支払う前に、消費生活相談窓口や警察に相談しましょう。

(2) 今回追加する新たなアドバイス

前回の注意喚起以降も同様の手口による消費者被害が後を絶たないため、今回、新たに以下のとおりアドバイスします。

- キャッチフレーズ等の文章を作成する在宅ワークでは、自分の作成した文章がどこにどのように掲載されるのか、事前に説明を受けるとともに、事前説明どおりに掲載されているかしっかり確認しましょう。自分の作成した文章の掲載状況が確認できない事業者との取引は避けましょう。
- 在宅ワークのためにホームページの作成が必要であるとしてお金の支払を求められた場合、在宅ワークとそのホームページの関係や、自分がそのホームページの閲覧や編集をできるかどうかを事前に確認しましょう。そのホームページの閲覧や編集を禁止する事業者との取引は避けましょう。
- 自分の預金残高が表示された振込明細書を事業者に送信すると、送信先の事業者に自分の預金残高を把握され、支払を無理強いされることがあります。振込明細書を送信させようとする事業者との取引は十分注意しましょう。
- ホームページのバージョンアップが必要であるとしてお金の支払を求められた場合、その必要性やバージョンアップによる変更内容の詳細について事前に説明を受けるとともに、バージョンアップ後に事前説明どおりの変更がなされているかよく確認しましょう。

相談窓口の御案内

◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等を御案内します。）

電話番号 **188**（いやや!）

◆ 警察相談専用電話

電話番号 **#9110**

公表内容に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課財産被害対策室

電話 03-3507-9187